

会議開催のお知らせ

令和 8 年 7 月 1 6 日
福島県県民健康調査課

第60回「県民健康調査」検討委員会を下記のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は次に定める手続きに従って傍聴してください。

記

1 日 時

令和 8 年 7 月 30 日（木） 13 時 00 分～15 時 30 分

2 会 場

杉妻会館 4 階 牡丹

福島県福島市杉妻町 3-45（JR 福島駅東口から徒歩で約 15 分）

3 議 事

- （1）基本調査について
- （2）こころの健康度・生活習慣調査について
- （3）甲状腺検査について
- （4）第 26 回甲状腺検査評価部会開催報告について
- （5）その他

4 手 続

- （1）傍聴を希望される方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しいただき、別紙『福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領』に従っていただくようお願いします。
- （2）傍聴の受付は会議開催予定時刻の 30 分前から先着順に行います。所定の用紙に住所、氏名を記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- （3）傍聴席は 20 席程度準備していますが、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがありますので、御了承願います。
- （4）会議はライブ配信でも公開します。配信先の URL は、会議開催予定時刻のおおよそ 30 分前に当課ホームページに掲載します。なお、会議後の記者会見はライブ配信を行いませんので、御了承願います。

5 問合せ先

福島県保健福祉部県民健康調査課（「県民健康調査」検討委員会事務局）

電話：0 2 4 - 5 2 1 - 8 2 1 9

別紙

福島県「県民健康調査」検討委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りではない。

キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。御不明な点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 その他

「県民健康調査」検討委員会の下に設置する部会においては、本要領2-カの「座長」は、「部会長」と読み替えることとします。

第 60 回「県民健康調査」検討委員会 開催会場について

1 会 場

杉妻会館 4階 牡丹

- ・住 所：福島県福島市杉妻町 3-45
- ・電話番号：024-523-5161
- ・ホームページ：<https://www.sugitsuma-kaikan.com/>

2 電車等を御利用の場合

JR 福島駅東口から徒歩で約 15 分

3 車を御利用の場合

- ・福島西 IC より車で約 15 分
- ・福島飯坂 IC より車で約 20 分

4 お 願 い

杉妻会館の駐車場は数に限りがございますので、県庁外来駐車場を御利用願います。会場受付にて無料処理機を用意します。

